	算式Ⅴの符号 ［略］ s　令和３年１月１日現在、令和４年１月１日現在及び令和５年１月１日現在における年少者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） O　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。） 算式Ⅵ O＝｛13.12×（u－t）＋0.11｝＋（4.42×u－5.38） ｛13.12×（u－t）＋0.11｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とし、（4.42×u－5.38）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とする。 算式Ⅵの符号 ［略］ u　人口動態統計における令和元年から令和３年までの各年における合計特殊出生率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］ α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500を超える場合は1.500とし、1.000に満たない場合は1.000とする。）。ただし、令和２年度から令和４年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.49以上となる場合は1.000とする。 ［略］
市町村	算式 （0.25×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.25×N＋0.1×O＋0.1×P）×α×0.314 0.25×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M、0.25×N、0.1×O及び0.1×Pに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３

	算式Ⅴの符号 ［同左］ s　令和２年１月１日現在、令和３年１月１日現在及び令和４年１月１日現在における年少者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） O　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。） 算式Ⅵ O＝｛14.14×（u－t）－0.63｝＋（4.42×u－5.60） ｛14.14×（u－t）－0.63｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とし、（4.42×u－5.60）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5に満たない場合は0.5とする。 算式Ⅵの符号 ［同左］ u　人口動態統計における平成30年から令和２年までの各年における合計特殊出生率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］ α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500を超える場合は1.500とし、1.000に満たない場合は1.000とする。）。ただし、令和元年度から令和３年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.50以上となる場合は1.000とする。 ［同左］
市町村	算式 （0.25×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.25×N＋0.1×O＋0.1×P）×α×0.261 0.25×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M、0.25×N、0.1×O及び0.1×Pに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３